

第九十六回国会
衆議院

災害対策特別委員会議録 第十号

昭和五十七年八月十八日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 川俣健二郎君

理事 天野 光晴君

理事 佐藤 隆君

理事 池端 清一君

理事 柴田 弘君

理事 稲垣 実男君

理事 大石 千八君

理事 木村武千代君

理事 佐野 嘉吉君

理事 笹山 登生君

理事 田村 良平君

理事 近岡理一郎君

理事 阿部末喜男君

理事 田中 恒利君

理事 草野 威君

理事 吉田 久之君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

(國土庁長官)

出席政府委員

國土庁長官官房

審議官

農林水産大臣官

房審議官

委員外の出席者

中小企業庁小規

模企業部参事官

委員の異動

八月十八日

辞任

補欠選任

第二類第一号

災害対策特別委員會議録第十号

昭和五十七年八月十八日

米沢 隆君

渡辺 朗君

同日

辞任

部谷 孝之君

吉田 久之君

部谷 孝之君

米沢 隆君

補欠選任

渡辺 朗君

八月十四日

長崎の豪雨災害対策に関する請願(野間友一君

紹介(第五四二一号)

同月十六日

水害被災者に見舞金支給等に関する請願(金子

満広君紹介(第五五〇四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

閉会中審査に関する件

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融

通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処する

ための特別の財政援助等に関する法律の一部を

改正する法律案起草の件

小委員長からの報告聴取

○川俣委員長 これより會議を開きます。

災害対策に関する件について調査を進めます。

この際、災害対策の基本問題に関する小委員長

から、小委員会の経過並びに結果について報告し

たしたいとの申し出がありますので、これを許し

ます。佐藤隆君。

○佐藤(隆)委員 災害対策の基本問題に関する小

委員会の調査の経過並びに結果を御報告申し上げ

ます。

昭和五十七年八月十八日

災害対策特別委員會議録第十号

昭和五十七年八月十八日

このたびの梅雨前線豪雨及び台風第十号は、九

州地方を初めとして広範な地域において激甚な被

害をもたらした。中でも中小企業者及び農林漁業者

は、きわめて深刻な事態となっているのでありま

す。

御承知のとおり、本委員会におきましては、去

る七月二十八日及び二十九日の両日、長崎県、熊

本県に委員派遣を行い、現地の状況をつぶさに調

査するとともに、八月四日及び十二日には委員会

を開き、これらの被害者に対する救済策等を中心

に検討してまいりましたが、去る十二日の理事会

におきまして、これら被災者に対する融資枠の拡

大等その具体策について、小委員会で検討し、今

国会中に立法措置を講ずることとなりました。そ

の結果、本日的小委員会におきまして、私から、さ

きの検討結果等を踏まえまして、天災融資法及び

激甚災害法の一部改正案を提案し、ただいま皆様

のお手元に配付いたしております草案のとおり小

委員会の案と決定いたしました次第であります。

以下、お手元の起草案につきまして、その趣旨

及び内容を御説明申し上げます。

前段でも申し上げましたとおり、今回の豪雨災

害により激甚な被害を受けた中小企業者、農林漁

業者等に対する救済策としては、天災融資法及び

激甚災害法がありますが、最近における農林漁業

者、中小企業者等の経営の動向及び経済規模の拡

大等から見て、現行の被害農林漁業者、被害中小

企業者等に対する貸付金の限度額では、災害時に

必要とする経営再建のための資金需要に対して必

ずしも十分に対応し得ている状態とは言いがたい

のであります。

以上の観点から、今回の激甚災害を機に、農林

漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増

大に対処するため、これらの者に貸し付けられる

資金に係る貸付限度額の引き上げを内容とする法

律案を提出することとした次第であります。

次に、法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず、天災融資法の改正でありますが、第一点

は、被害農林漁業者に貸し付けられる経営資金の

貸付限度額の引き上げについてであります。すな

わち、従来、都府県にあっては百六十万円、北海

道にあっては二百八十万円、政令で定める資金の場

合は四百万円、政令で定める法人に貸し付けられ

る場合は二千円、漁具の購入資金の場合は四千

万円と定められている貸付限度額を、いずれも二

五%引き上げるものとし、それぞれ二百万円、三

百五十万円、五百万円、二千五百万円、五千万円と

することになります。

第二点は、被害を受けた農業協同組合、森林組

合、水産業協同組合等に貸し付けられる事業資金

の貸付限度額の引き上げについてであります。す

なわち、従来、単位組合にあっては二千円、連合

会にあっては四千円と定められている貸付限度

額を、いずれも二五%引き上げるものとし、それ

ぞれ二千五百万円、五千万円とすることになりま

す。

次に、激甚災害法の改正であります。その第

一点は、激甚災害における天災融資法の特例措置

に関する規定を改め、激甚災害の場合の経営資金

及び事業資金の貸付限度額について、いずれも従

来の二五%引き上げるものとし、経営資金につき

は都府県にあっては二百五十万円、北海道にあって

は四百万円、政令で定める資金の場合は六百万円、

政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五

百万円、漁具の購入資金の場合は五千万円とする

こととし、事業資金につき、単位組合にあっては

五千万円、連合会にあっては七千万円とする

こととあります。

第二点は、中小企業者等に対する資金の融通に関

する法律案の要旨について御説明申し上げます。

する規定を改め、従来、激甚災害を受けた中小企業者については八百万円、協業組合及び中小企業等協同組合その他の団体については二千四百万円と定められていたの特例を適用する貸付限度額を、いずれも二五％引き上げるものとす、それぞれ一千万円、三千万円とすることであります。

なお、この法律は公布の日から施行し、改正後の天災融資法及び激甚災害法の規定は、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災または災害につき適用することといたしております。

この際、お手元に配付いたしております天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案の草案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決定されるようお願いいたします次第であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○川俣委員長 以上で報告は終了いたしました。

○川俣委員長 ただいまの小委員長報告に係る天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。
ただいま委員各位のお手元に配付いたしております草案の趣旨及び内容につきましては、小委員

長報告にありましたので、この際、省略させていただきます。
本草案について発言の申し出もありませんので、この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見があればお述べ願います。松野国土庁長官。

○松野国土大臣 今回の七月及び八月豪雨災害に際しまして、委員長及び委員各位の払われた御努力に深く敬意を表するものであります。

本法案については、今般の災害の実情にかんがみ、政府としてはやむを得ないものと考えるところであります。
政府としては、今後とも災害対策を一層推進してまいり所存でありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○川俣委員長 お諮りいたします。
お手元に配付の案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○川俣委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川俣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。
小委員長並びに小委員各位には、まことに御苦労さまでございました。

○川俣委員長 次に、御報告申し上げます。
今会期中、本委員会に付託されました請願は二件であります。両請願の取り扱いにつきましては、先ほどの理事会におきまして協議いたしましたとおり、委員会での採否の決定は保留することになりましたので、さよう御了承願います。
なお、本委員会に参考のため送付されました陳

情書は、台風第十五号による茨城県利根町の災害対策に関する陳情書外二件であります。念のため御報告申し上げます。

○川俣委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。
災害対策に関する件について、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○川俣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中審査案件が付託されました場合の諸件についてお諮りいたします。
まず、本会期中に設置いたしました災害対策の基本問題に関する小委員会につきましては、閉会中も引き続き存置することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○川俣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、小委員及び小委員長は従前どおりとし、その辞任の許可及び補欠選任等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○川俣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中、委員会及び小委員会において、参考人の出席を求め、意見を聴取する必要がある場合には、参考人の出席を求めるとし、その人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○川俣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。
次に、閉会中審査のため、委員派遣の必要が生

じた場合には、議長に対し、委員派遣の承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○川俣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、派遣委員の氏名、員数、派遣地、期間、その他所要の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川俣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
午前十一時十一分散会

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)
第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「百六十万円」を「二百万円」に、「二百八十万円」を「三百五十万円」に、「四百万円」を「五百万円」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改め、同条第八項中「千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助

助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「百六十万円」を「二百万円」に、「二百八十万円」を「三百五十万円」に、「四百万円」を「五百万円」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に、「二百万円」を「二百五十万円」に、「三百二十万円」を「四百万円」に、「四百八十万円」を「六百万円」に改め、同条第二項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に、「六千万円」を「七千五百万円」に改める。

第十五条第一項中「八百万円」を「千万円」に、「二千四百万円」を「三千万円」に、「激甚災害」を「激甚災害」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項第一号及び第八項並びに第二条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第八条及び第十五条第一項の規定は、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

理 由

農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十八年度において約六千二百万円の見込みである。

昭和五十七年八月二十三日印刷

昭和五十七年八月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P